

技術名称：補強布不要型 高強度環境配慮型ウレタン塗膜防水複合法
「サラセーヌ 堅鎧（タフガイ）工法」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

A G C ポリマー建材株式会社
代表取締役 赤坂 晋介
東京都中央区日本橋人形町1-3-8

1.2 技術の名称

補強布不要型 高強度環境配慮型ウレタン塗膜防水複合法
「サラセーヌ 堅鎧（タフガイ）工法」

1.3 技術の概要

本工法は、一層目にJIS A6021:2011「建築用塗膜防水材料」に規定されるウレタンゴム系高伸長形塗膜防水材料を、二層目にウレタンゴム系高強度形塗膜防水材料を塗布し複合させた密着仕様の防水工法である。本工法は、平場部、立上り部ともに補強布を使用することなく（出隅・入隅、下地の伸縮目地及び誘発目地、1mm以上のひび割れ、貫通パイプ回り、ドレン金物回りを除く）在来工法であるX-2工法と下地ひび割れ抵抗性において同等以上の性能を有する。また、使用する材料は労働安全衛生法にて規制される材料に相当しない、環境配慮型の材料である。

1.4 適用範囲等

本工法の対象部位は、主に建築物の屋根、ルーフバルコニー、開放廊下、庇、ベランダとし、新築、改修いずれにも適用できる。適用下地は、新築においてはコンクリート、モルタル、金属とし、改修においては既設ウレタン塗膜防水層や保護コンクリートに適用できる。なお、平場、立上りともに施工可能である。

2. 開発の趣旨

本工法は手塗り型の高強度形ウレタンゴム(JIS A 6021認証製品)と高伸長形ウレタンゴムとの複合防水層とすることで、在来のX-2工法と同等の塗膜厚であり、かつ、補強布を使用することなく下地ひび割れ抵抗性が同等以上であり、さらに、作業工程が簡略化された工法として開発した。なお、本工法の防水層としての性能については、JASS 8 T-501における関連性能項目について、在来のX-2工法と同等以上であることを必要条件とした。

3. 開発の目標

- (1) JIS A 6021ウレタンゴム系高伸長形防水材料と同ウレタンゴム系高強度形防水材料とを複合させた補強布を使用しない密着仕様の本工法は、補強布を使用した在来工法（X-2工法）と同等以上の防水性能を有すること。
- (2) 補強布を使用しないことにより、在来工法（X-2工法）と比べて施工の省力化がなされていること。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された審査証明資料により、審査を行った。

- (1) JIS A 6021ウレタンゴム系高伸長形防水材と同ウレタンゴム系高強度形防水材とを複合させた補強布を使用しない密着仕様の本工法は、補強布を使用した在来工法（X-2工法）と同等以上の防水性能を有することの確認
 - ①JIS A 6021「建築用塗膜防水材」の試験結果
 - ②JASS 8 T501（2014）「メンブレン防水層の性能評価試験方法」の試験結果
 - ③UR都市機構「下地ひび割れ抵抗性試験」を参考にした自社試験結果
- (2) 補強布を使用しないことにより、在来工法（X-2工法）と比べて施工の省力化がなされていることの確認
 - ①施工時における各工程の歩掛の比較

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) JIS A 6021ウレタンゴム系高伸長形防水材と同ウレタンゴム系高強度形防水材とを複合させた補強布を使用しない密着仕様の本工法は、補強布を使用した在来工法（X-2工法）と同等以上の防水性能を有するものと判断される。
- (2) 補強布を使用しないことにより、在来工法（X-2工法）と比べて施工の省力化がなされているものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 施工にあたっては、依頼者が作成した施工マニュアル等に基づき、所定の膜厚を確保することが必要である。
- (2) 管理者、作業者が本技術のマニュアル等について事前に十分に理解するように配慮すること。

9. 審査証明経緯

2020年9月15日付けで依頼された本技術について技術審査を行い、2021年3月16日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、5年間（2026年3月15日まで）とする。